

この地域では

救急救命士による 処置の範囲が広がる 実証研究が行われます

対象地域：石川県

当地域では、厚生労働省や消防庁からの助言などを得て、厚生労働科学研究費補助金「救急救命士の処置範囲に係る実証研究」のモデル事業が行われます。平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間、医療機関、医師会及び消防署などの地域の救急医療の協議会（地域メディカルコントロール協議会）の連携のもと、医師の具体的な指示を受けて救急現場や救急車内で救急救命士が行える処置の範囲が広がられます。なお、傷病者の方が、今回拡大される救急救命士による処置を断ったとしても、これまで通りの救急搬送などがなされ、不利益をこうむることはありません。

拡大される救急救命士の処置は以下の行為です。

- 低血糖性の意識障害の可能性がある患者さんに対して血糖測定を行い、低血糖が確認された場合にはブドウ糖溶液を投与します。
- 喘息治療用の吸入薬（吸入 β 刺激薬）を所持している患者さんが重症喘息発作を起こした場合に、その吸入薬を使用します。
- 血圧が低下しており、心臓が停止する危険性があるショック状態の患者さんに点滴を行います。

医師の指示を
電話や無線で
受けて、
救急救命士が
処置を行います



今回拡大される
救急救命士による
処置の効果や
安全性などについて
検証します

石川県メディカルコントロール協議会